

県外の医療機関で妊婦健診を希望される方へ

♡妊娠おめでとうございます♡

沖縄市で交付しました妊婦健康診査受診票は、沖縄県内のみで使用可能です。

県外へ里帰りや諸事情により県外の医療機関で妊婦健診を受ける方は、医療機関と沖縄市で“契約”が必要になります。

契約を交わすことで、県外の医療機関でも沖縄市の公費で健診を受けることができ、健診費用の自己負担軽減になります。

県外の医療機関が決まりましたら、ご自身で医療機関へお電話していただき、沖縄市と契約できるか訊いてみてください。

↓手順は以下の通りです。

